令和2年第2回笠松町議会定例会会議録(第1号)

令和2年6月9日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長 7番 伏 屋 隆 男 副議長 尾関俊治 4番 議 員 1番 間宮寿和 2番 關谷樹弘 IJ 3番 髙 橋 伸治 5番 川島功士 IJ 6番 IJ 田島清美 8番 岡田 文 雄 IJ 9番 安 田 敏 雄 長 野 恒 美 10番

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長 古田聖人 副 長 町 川部時文 教 奆 長 野原弘康 総 務 部 長 村 井 隆 文 企画環境経済部長 堀 仁志 住民福祉部長 服部敦美 建設部長兼水道部長 田中幸治

教育文化部長 足立篤隆

会計管理者

那 波 哲 也

総務課長

佐々木 正 道

明

企 画 課 長 山 内

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 平岩敬康

書 記 早崎千穂

1. 議事日程(第1号)

令和2年6月9日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 第6号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第5 第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 第3号報告 建設改良費繰越計算書(水道事業)の報告について

日程第7 第4号報告 放棄した債権の報告について

日程第8 第5号報告 建設改良費繰越計算書(下水道事業)の報告について

日程第9 第30号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第10 第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

について

日程第11 第32号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処

分の承認について

日程第12 第33号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承

認について

日程第13 第34号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第14 第35号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承

認について

日程第15 第36号議案 監査委員の選任同意について

日程第16 第37号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第17 第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について

日程第18 第39号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について 日程第19 第40号議案 笠松町総合計画条例について 日程第20 第41号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について 日程第21 第42号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について 日程第22 第43号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について 日程第23 第44号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について 日程第24 第45号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について 日程第25 第46号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について 日程第26 第47号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 日程第27 第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第28 第49号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について 第50号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について 日程第29 日程第30 第51号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(第3号)について 日程第31 第52号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい

日程第33 第54号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(伏屋隆男君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和 2年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(伏屋隆男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 髙橋伸治議員

9番 安田敏雄議員

日程第2 会期の決定について

○議長(伏屋隆男君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長(伏屋隆男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長(平岩敬康君) それでは、1点御報告を申し上げます。

監査委員より、令和元年度4月分及び令和2年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

〇議長(伏屋隆男君) 理事者の報告を求めます。

古田町長。

〇町長(古田聖人君) ちょっとマスクを外させていただきます。

工事請負契約の締結で、米野運動場トイレ設置工事1件でありますが、契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページをお目通しください。 以上であります。

日程第4 第6号選挙について

○議長(伏屋隆男君) 日程第4、第6号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 を行います。

この選挙は、在職者の任期が令和2年7月28日に満了するため、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員各4名の選挙を行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名 推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより、笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名をいたします。

笠松町選挙管理委員会委員、宮崎貴、高橋豊、日比野照夫、秋田紘雄、同補充員、橋本隆、 金森忠夫、河合保弘、安達良幸。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

なお、補充員の補充順序につきましては、ただいまの順をもってその順序に決しました。 ここで、それぞれ当選された方の名簿を書記をして配付いたさせます。

[名簿配付]

ただいま当選されました笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の氏名、住所、生年月日については、お手元に配付したとおりであります。

日程第5 第2号報告から日程第8 第5号報告まで及び日程第9 第30号議案から日程 第33 第54号議案までについて

○議長(伏屋隆男君) 日程第5、第2号報告から日程第8、第5号報告までの4報告及び日程 第9、第30号議案から日程第33、第54号議案までの25議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

〇町長(古田聖人君) 本日提出させていただきました案件は、繰越明許費繰越計算書の報告ほ

か3件の報告案件4件、専決処分の承認6件、監査委員の選任同意1件、笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意1件、笠松町農業委員会委員の任命同意1件、笠松町総合計画条例ほか10件の条例案件11件、令和2年度笠松町一般会計ほか3件の補正予算4件、以上報告を含め、29件であります。

このうち、議案書37ページの第36号議案 監査委員の選任同意につきましては、監査委員の 小林正明氏の任期4年が令和2年6月17日をもって満了することに伴い、引き続き小林氏を同 委員として選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書38ページの第37号議案 笠松町固定資産評価審査委員会の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の髙橋近韋氏の任期3年が令和2年7月20日をもって満了することに伴い、引き続き髙橋氏を同委員として選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書39ページの第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、 羽島郡二町教育委員会委員の林潤美氏(岐南町)の任期4年が令和2年7月24日をもって満了 することに伴い、その後任として西雅代氏を同委員に任命するため、町議会の同意を求めるも のであります。

また、議案書40ページの、第39号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意につきましては、 農業委員会委員の任期3年が令和2年7月31日をもって満了することに伴い、新たに農業委員 の推薦、募集を実施したところ、申出のあった15人の候補者について議会の同意を得て任命す るものであります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(伏屋隆男君) 川部副町長。
- **〇副町長(川部時文君**) それでは、残りの議案につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

4ページにございますように、繰越しの内訳でございますが、松枝小学校管理事業、小学校校舎修繕等工事請負費、8,112万円のうち5,795万8,000円を今年度に繰り越したものであります。松枝小学校校舎の劣化部分の工事に対し、児童の安全確保のため早期に着手し、今年度に繰り越したものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

第3号報告 建設改良費繰越計算書(水道事業)の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

6ページに繰越しの内訳がついてございまして、2つございます。1つは第1水源地改良事業の、全体では1億8,220万8,000円のうち6,765万2,900円を令和2年度に繰り越したものであります。

また、下水道工事に伴う配水管・配水補助管布設替事業 1 億397万1,510円のうち9,157万1,510円を繰り越したものであります。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

第4号報告 放棄した債権の報告についてであります。

笠松町水道事業の債権管理に関する条例第6条の規定に基づき債権を放棄しましたので、第7条の規定に基づきこれを報告するものであります。

放棄事由でございますが、全て条例第6条第1項に規定する時効期間満了によるものでありまして、人数は592人、金額が321万3,303円であります。放棄の年月日は令和2年5月12日であります。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第5号報告 建設改良費繰越計算書(下水道事業)の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

9ページの内訳を御覧いただきたいと思います。

まず、松枝処理分区(58工区)管渠埋設事業の8,909万6,000円のうち1,199万1,500円を令和 2年度に繰り越しております。

また、北門間汚水幹線管渠埋設事業につきましては、8,310万6,000円の全額を今年度に繰り 越しております。

そして、水道管支障移転工事負担金事業でございますが、こちらは2,511万1,000円のうち 2,284万2,000円を今年度に繰り越しております。

以上が報告であります。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

第30号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。 令和2年3月31日に専決をさせていただきました。地方税法等の一部を改正する法律が令和 2年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、所要の規定整備をするほか、 平成から令和への改元対応及び災害時の納期限の延長に係る指定方法の見直し等を行ったもの であります。

議案資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料の3ページの上のほうに第54条というところがございますが、こちらは固定資産税の関係でございまして、所有者不明土地等の使用者を所有者とみなす制度の拡大を行うもので、この所有者不明土地または家屋について、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない場

合、当該資産の使用者がいる場合には、当該使用者を所有者とみなして課税することができる 等の規定を追加します。

そして、74条の3、中ほどですが、土地等を現に所有している者の申告制度の創設であります。土地または家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地または家屋の現所有者に対して、その氏名、住所その他賦課徴収上必要となる事項を申告させる旨を新たに規定するものであります。この件につきましては、申告をしなかった者に対する過料を追加して規定いたします。

そして、資料の4ページの附則第9条の2でありますが、わがまち特例の見直しを行います。 大気汚染防止法に係る指定物質の排出または飛散の抑制施設に係る課税標準の特例措置の終了 をすることと、特定水力発電設備の課税標準の特例措置を追加するものであります。

なお、笠松町には現在17項目のわがまち特例がございまして、1項目だけが該当、5社がこの特典を受けております。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

個人町民税でありますが、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項の変更を行うものであります。まず、第36条の3の2でありますが、独り親控除の創設に伴い、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書について、当該所得者及び受給者が単身児童扶養者に該当する場合におけるその旨の記載を不要とするなど、所要の規定整備を行うものであります。

また、2ページの下の附則の第16条の2でありますが、優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特定について、適用期限を3年延長いたします。 次に、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

軽自動車税でありますが、軽自動車税種別割の減免対象車両に、精神障害者自らが所有及び運転する車両を追加するものであります。歩行が困難な障害者が所有する軽自動車に係る種別割の減免について、従前では身体障害者本人、身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者または身体障害者もしくは精神障害者を常時介護する者が運転する車両について、これまで対象となっていましたが、これに精神障害者本人が運転する車両を追加して規定するものであります。なお、環境性能割については、当該規定のある岐阜県税条例を準用しているため、環境性能割及び種別割の当該減免規定が統一されることになります。これは4ページの下のほうの第90条の関係であります。

資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

その他でございますが、災害等による申告等期限の延長に係る指定方法について、従前の公 示から法令、条例または規則に基づいて広く住民に周知する告示に改めるものであります。

この全体的には、施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

令和2年3月31日に専決を行いました。地方税法施行例の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を図るため、所要の規定整備を行うものであります。

国民健康保険税について、資料の30ページを開いていただきたいと思います。

国民健康保険税について、基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行うものであります。後ほど資料の30ページを御覧いただきたいと思います。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案の21ページ、第32号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

こちらも令和2年3月31日に専決をさせていただきました。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当町消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものであります。

また、民法の一部改正による法定利率の改定に伴い、障害補償年金前払一時金が支給された 場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、所要の改正を行 うものであります。

内容については、資料の40ページを御覧いただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたが、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に係る損害補償基礎額について改定するもので、 多岐にわたっていますので、後ほど40ページを御参照いただきたいと思います。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

第33号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

令和2年4月21日に専決をさせていただきました。

補正額は231万円であります。

内容でございますが、28ページの歳出を御覧いただきたいと思いますが、第2款 総務費、 第1項 総務管理費、第6目 防災対策費で、こちらは定時放送などで使用している同報系防 災行政無線が4月21日に親卓設備に内蔵されています制御装置が故障しました。同設備は定時放送のほか、緊急時の無線放送でも使用することから、早急な修繕が必要であるため、専決処分により対応させていただいたものであります。財源につきましては、財政調整基金を充てさせていただきました。

以上が補正内容であります。

次に、議案書の29ページの第34号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

令和2年4月30日に専決をさせていただきました。

地方税法等の一部を改正する法律等がそれぞれ令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症及びその拡大防止の措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対し、様々な税制上の方策を講ずることとしたものであります。

内容でございますが、資料の36ページをお開きいただきたいと思います。

収納関係でありますが、徴収猶予制度の創設を行いました。法附則第59条第1項と59条第2項の関係であります。新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の大幅な減少、これは前年同月比のおおむね20%以上の減少があり、かつ一時的に納付することが困難な場合、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税について、申請に基づき1年以内の期間に限り、徴収を猶予するものであります。無担保にて、延滞金はありません。

続きまして、資料の35ページの固定資産税についてでありますが、こちらは収入が大きく減少した中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産の軽減をするものであります。今年2月から10月までの間の連続する3月の期間の収入が前年同期間と比較して30%以上減少したと認められる中小事業者、こちらでは中小事業者は資本金が1億円以下で、資本金を出さない法人にあっては1,000人以下の法人が対象になりますが、こちらに対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとするものであります。30%以上50%未満減少した場合は2分の1、50%以上減少した場合はゼロとなります。

資料35ページの下のところですが、こちらは先ほどの専決でも出てきましたが、わがまち特例の追加であります。18項目めでありますが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充であります。令和2年4月30日から令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、課税される年度から3年間は該当試算に係る課税標準額をゼロとする措置であります。

続きまして、資料の36ページの一番上の軽自動車税でありますが、法の附則第29条の8の2 のところであります。 環境性能割の特例措置の延長でありまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の乗用軽自動車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長するものであります。この特例措置でありますが、購入時に最大2%かかる環境性能割を1%分軽減するもので、2%のものは1%、1%のものは非課税となる措置であります。

そして、資料の37ページ、法附則第60条のところですが、個人町民税の関係であります。

寄附金税額特別控除の特例を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置によるイベント中止などにより主催事業者が経営破綻しないよう、チケット購入者に対し住民税の優遇措置を適用し、その払戻しを求めなかった場合において、チケット購入金額を寄附とみなして寄附金控除額を適用し、購入者の住民税負担を軽減するとともにイベント事業者の手元に資金が残りやすくすることによって事業継続を支援する臨時措置を取るものであります。

また、その下にありますが、住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化を行います。新型コロナウイルスの影響で住宅新築工事に支障が出ていることを踏まえ、控除期間が13年間の特例措置について、入居期限である令和2年12月31日に遅れた場合であっても注文住宅の場合は令和2年9月末、分譲住宅等については令和2年11月末まで契約の上で令和3年12月31日の入居分まで対象とします。これにより、住宅ローン控除可能額について、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することにより、消費者の負担の軽減を図る措置であります。

施行期日でありますが、改正条例の第1条の規定については令和2年4月30日、改正条例の 第2条の規定については令和3年1月1日からとなります。

続きまして、議案の32ページをお開きください。

第35号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告して承認を求めるものであります。令和2年5月8日に専決をさせていただきました。補正額は85万6,000円であります。

内容は、36ページの歳出でございますが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 子育て支援推進費、こちら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校期間中の放課後児童クラブ開設により、指導員の勤務が増えたこと及び当初見込んでいました会計年度任用職員の報酬から謝礼への組替えに伴い、今後の所要見込み分も含め、報償費の指導員の謝礼ですね、これを498万2,000円増額するものであります。

数字は表には出ていませんが、コロナ対応による指導員謝礼の増は159万9,000円で、22名分

であります。 1 節の報酬から謝礼への組替え分が338万3,000円で、令和 2 年度の会計年度任用職員ですが、この放課後児童クラブ関係で笠松が 4 人、松枝が 6 人、下羽栗が 8 人となりました。 この財源につきましては、コロナ対応による国の補助金で対応しております。

以上が、一般会計の専決の2号でありまして、続きまして、議案書の42ページをお開きください。

第40号議案 笠松町総合計画条例についてであります。

第5次総合計画の計画期間が今年度末で終了することに伴い、引き続き町政の総合的かつ計画的な運営を図るため、総合計画を町の最上位計画として位置づけるほか、計画策定に関し、必要な事項を定めるため、新規条例を制定するものであります。なお、従来総合計画策定の根拠規定であった地方自治法の一部改正がなされ、市町村の基本構想総合計画の策定義務の規定がなくなったことに伴い、今回条例制定するものでございます。

全体を12条で構成しておりまして、第1条の目的では、先ほど申し上げた制定理由のとおり でございます。

第2条では、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画についてそれぞれ定義をさせていた だいております。

第3条では、策定の方針ということで、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を町の最上位計画として策定する旨をうたっておりますし、適正な期間設定、その時々の地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ策定する旨を規定しております。また、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に基づく笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的な計画として策定する旨を規定いたします。

第4条の総合計画の審議会の関係ですが、委員の数は20人以内で構成する旨、そして委員の 構成は学識経験者、町議会議員、その他町長が必要とする者から町長が委嘱する旨、任期は2 年を規定しております。

第5条では、審議会の所掌事務として、総合計画の策定、変更、検証、その他総合計画に関 し、町長が必要と認める事項を審議する旨を規定。

第6条、第7条では、審議会の会長の選任の方法など審議会の運営についてそれぞれ規定を 行います。

第9条では、町長が基本構想または基本計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問することを規定しております。

第10条では、基本構想を策定し、または変更しようとするときは、議会の議決を経る旨、第 11条では、これを策定し、または変更したときは速やかに公表する旨を規定しております。

そして、附則による条例の廃止及び一部改正を行っております。

附則の第2項では、笠松町総合計画審議会条例及び笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例

を廃止すること、附則の第5項では、笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の別表中の地方創生総合戦略審議会委員に係る規定を削除する旨の一部改正を行っており ます。

施行期日は、公布の日であります。

議案の46ページをお開きください。

第41号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例についてであります。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布、令和2年4月1日に施行され、監査委員が監査を行うに当たっては、各地方公共団体の監査委員が定めた監査基準に従うものと義務づけされました。町では令和2年4月1日の施行に合わせ、監査等の範囲及び目的を明確にした監査基準が策定、公表され、同基準に従い執行する監査制度の充実強化を図ることとしたため、識見を有する監査委員の報酬を再考し、所要の改正を行うものであります。

令和2年7月1日から適用する単価として、監査委員報酬のうち、識見を有する者のうちから選任された監査委員の日額を7,200円から1万1,700円に改定するものであります。

施行期日は、令和2年7月1日であります。

続きまして、議案書の48ページをお開きください。

第42号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等がそれぞれ令和2年3月31日に公布され、主なものとしては個人町民税、町たばこ税等について課税方法の見直しなどが行われましたので、所要の規定整備を行うものであります。

まず、個人町民税でありますが、議案資料の42ページをお開きください。

42ページの中ほどに、第24条がございますが、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦、それから寡夫ですね、控除の見直しを行うものであります。住民税の非課税措置の規定から寡夫を削除し、独り親を対象として追加するものであります。今回の未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、個人町民税に係る人的非課税措置について見直しを行うものであります。

現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人町民税の人的非課税措置を見直し、独り親及び寡婦を対象とするものであります。また、独り親及び寡婦について明らかに事実婚状態である者は本措置の対象外となります。

次に、議案資料の42ページの下の欄の第32条の3ですが、寡婦控除の所得要件を見直した上で、未婚の独り親について独り親控除を適用するものであります。寡婦(寡夫)控除の見直しということで、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平の解消を行うもので、寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)を設けるものであります。扶養する子がい

る寡夫の控除額(現行26万円)は、扶養する子がいる寡婦の控除額(30万円)と同額とするものであります。また、未婚の独り親について、独り親控除を適用いたします。婚姻歴の有無による不公平の解消を行うもので、控除額は30万円で、適用する条件は死別、離別の場合と同様とします。明らかに事実婚状態にある者、住民票の続柄のところに夫未届け、妻未届けの記載が確認された場合は、控除の適用から除外することになります。それぞれ控除金額等については表を御参照いただきたいと思います。

次に、資料の43ページの上の附則の第16条でございますが、低未利用地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得に係る課税の特例の創設であります。

土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関し、個人が低未利用土地またはその上に存する権利を譲渡した場合は、当該低未利用土地等の譲渡益から100万円を控除する課税の特例を 創設するものであります。

詳細につきましては、また後ほど御覧いただきたいと思います。

資料の46ページから47ページにわたっておりますが、第31条と第48条と第50条と第52条の関係ですが、こちらは法人町民税の関係であります。

法人税の連結納税制度の見直しに伴う規定の整備を行うもので、法人税法の改正により、国税においては企業グループ全体を一つの納税単位とする現行の連結納税制度に代えまして、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制度に移行されました。法人町民税を含む地方税では、各法人を納税単位とするとともに、その課税標準は基本的に連結法人税額及び連結所得金額の計算過程において、連結グループ内の単位法人に配分される連結法人税額または連結所得金額を基に算定することとしています。この結果、損益通算等の影響は受けないことになっております。今回のこの改正においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに合わせ、グループ通算制度へ移行しても引き続き所要の措置を講ずるものであります。これらの見直しを踏まえ、関係条文を改正するものであります。法令引用条文における連結納税に係る記載削除に起因する項ずれ等の規定の整理を行うものでありまして、特に当町ではあまり影響のないものと思われます。

資料の43ページに戻っていただきたいと思います。

町たばこ税の関係であります。

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しを行うもので、第94条の改正であります。紙巻きたばこの代替品として急速に増加しておりますリトルシガーのような1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこは、現在葉巻たばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されております。税負担の公平性の観点から、軽量な葉巻たばこに1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に改めるものであります。

資料の43ページにありますように、激変緩和を図るための経過措置として、令和2年10月1

日から令和3年9月30日の1年間については、本改正の対象を1本当たりの重量が0.7グラム 未満の葉巻たばこに限り、その換算方法については当該葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本 に換算するものであります。

資料の48ページにありますように、上記経過措置の終了に伴い、令和3年10月1日以降は1グラム未満の葉巻たばこは全て1本当たり紙巻きたばこ1本に換算する改正を行うものであります。

そして、資料の44ページで収納関係の改正を行っております。

こちらは延滞金の割合の見直しを行うもので、市中金利の実勢を踏まえた租税特別措置法の 延滞金等の特例規定の改正に伴い、一部でありますが延滞金の割合について0.5%に引下げを 行うものであります。詳細については省かせていただきます。

その他、地方税法等の改正に伴う引用条文及び字句等の整理を行っております。

施行期日は、改正条例の第1条関係については令和2年10月1日でありますが、規定の内容によっては、先ほど見ていただきました資料の左脇に斜体の文字で、令和3年1月1日とか令和3年10月1日、あるいは令和4年4月1日と付記してありますが、それらが施行日となりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

議案の53ページ、第43号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び行政運営の簡素化及 び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律等の一部を改正す る法律、通称デジタル手続法といいますが、この一部改正に伴い、当町の手数料条例の所要規 定整備を行うものであります。

デジタル手続法の一部改正に伴い、通知カードが廃止され、令和2年5月25日以降の新規交付及び再交付は行わないことから、この通知カード再交付手数料の規定を削除するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

55ページをお開きください。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、 放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、都道府県知事または指定都市の 長だけでなく、中核市、県内では岐阜市でありますが、中核市の長が行う研修についても追加 すべく所要の規定整備を行うものであります。

施行期日は、公布の日であります。

議案書の56ページ、第45号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらも家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴う特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行令により、所要の規定整備を行うものであります。

第42条は、連携施設の確保の見直しでありまして、当町にはございませんが、特定地域型保育事業者は認定施設を確保することとされておりますが、地方自治体の支援による地域型保育事業所卒園児を対象とした優先受入先、優先受入れなど、様々な対応策により、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒業後の受入れ確保のための連携施設の確保は不要とする改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案の58ページ、第46号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらも省令の施行に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

第6条で連携施設等の確保の見直しを行うものであります。家庭的保育事業者は、連携施設を確保することとされておりますが、地方自治体の支援により、家庭的保育事業所の卒園児を対象とした優先受入先、優先受入れなど、様々な対応策により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とする改正であります。

そして、第37条の改正では、居宅訪問型保育事業の対象の明確化であります。母子家庭等の 乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合に追加して、保護者の疾患や障害者等に より養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確 にするものであります。

施行期日は、公布の日であります。

○議長(伏屋隆男君) 提案理由の説明の途中ですが、この際11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

〇議長(伏屋隆男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

副町長さん、お願いします。

○副町長(川部時文君) 議案の60ページをお開きいただきたいと思います。

第47号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、厚労省保険局より市町村等に おいて傷病手当金の支給を検討するよう要請されたことを受け、感染症拡大をできる限り防止 するためには、被用者が感染した場合、この場合発熱等の症状があり感染を疑われる場合を含むものでありますが、休みやすい環境を整備することが重要であることから、臨時的な措置として傷病手当金を支給するに当たり、所要の規定整備を行うものであります。この財源につきましては、全て県の特別調整交付金が充てられます。

内容としては、特例的、時限的な措置として、附則に追加する規定を行うものであります。 附則の第2条で、支給対象者及び支給期間を規定するものであります。

まず、第1項では、給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に 感染した被用者に対し、感染したことにより勤務できなかった日から起算して3日を経過した 日から、勤務できなかった期間のうち勤務を予定していた日について、傷病手当金を支給する 旨を規定するものであります。

また、第2項は、傷病手当金の額でありますが、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額といたします。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額、具体的には3万887円でありますが、この3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする旨を規定するものであります。

第3項では、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする旨を規定するものであります。

附則の第3条では、傷病手当金と給与等との調整について規定をいたします。

また、附則第4条では、傷病手当金と給与等との調整について規定するものであります。 施行期日は、公布の日であります。

支給適用期間は、令和2年1月1日から規則で定める日までとなっております。

続きまして、議案の62ページ、第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

所得税法等の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税特例及び新型コロナウイルス感染症に係る減免の申請期限の特例を追加するために、所要の規定整備を行うものであります。

議案の資料の68ページに改正条文がありますが、低未利用地という言葉の表示がないので分かりづらいんですが、附則の4と5が所得税法等の一部を改正する法律第15条関係であります。 税条例の第42号で説明いたしましたが、都市計画区域内にある低未利用土地の譲渡価格が500 万円以下で、保有期間が5年を超える等の要件を満たす場合に長期譲渡所得の金額から100万 円を控除することができることとする特別控除を創設するものであります。

適用期間は、令和2年7月1日から令和4年12月31日であります。

そして、新型コロナウイルス感染症に係る減免の申請期限の特例として、附則第27条第2項

の規定、納期限の7日前までに申請というのがあるんですが、これに関わらず、町長が別に定める日までの間、減免の申請期限を延長するものであります。今年度末までにするものであります。

施行期日は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の 属する年の翌年の1月1日、つまり令和3年1月1日ということになります。公布の日から施 行して、令和2年2月1日から適用いたします。そのほかの分は令和2年2月1日から適用と いうことでございます。

63ページの第49号議案ですが、笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症の影響で労務に服する ことができない後期高齢医療の被保険者に対し、傷病手当金の支給をするに当たり、当町にお いて行う後期高齢者医療に関する事務を追加するものであります。

制度的には47号議案と同じですが、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるため療養することにより、労務に服することができない場合の傷病手当金、この支給申請の受付を当町において行う事務を追加するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

議案の64ページ、第50号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険第1号保険料の減免について規定を整備するものであります。

議案資料の71ページでありますが、減免の対象となる被保険者は、(1)のところですが、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者、または(2)の新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる第1号被保険者とします。この事業収入等の減少については、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得の合計額が400万円以下の場合が対象となります。

減免の対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている 第1号保険料とします。なお、減免に要する費用については、特別調整交付金により国の財政 支援が予定される予定であります。

施行期日は、公布の日であります。ただ、適用は令和2年2月1日であります。

議案の66ページをお開きいただきたいと思います。

第51号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(第3号)についてであります。 今回は、2億2,513万4,000円の増額であります。

まず、今回の補正では、令和2年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の減額補正を行っております。一般会計の人件費につきましては、職員の昇格による増額要因があるものの、退職者による職員数の減により、給料等の人件費が一般会計では554万6,000円の減額となります。なお、全会計における職員数は、2役を含め2人減の124人でありまして、合計では1,101万1,000円の人件費の減額となっております。なお、今回、先ほど補正額2億5,500万と言いましたが、今回の補正額のうち、約ですが2億4,700万円以上は新型コロナ感染症対策の関係で、そのほかの分は1,200万円の増額であります。

以下、順次歳出の項目について御説明申し上げます。

飛んでいただいて74ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 防災対策費でありますが、こちらは避難所の感染症対策として、発熱あるいはせき等の症状がある方とそれ以外の方との滞在スペースを区別する部屋を有しない避難所に個室パーティションを配備するため、備品購入費を49万5,000円増額させていただきます。なお、財源については、県補助金の2分の1を予定しております。

そして、第8目の諸費でありますが、こちらは県町町内会と米野町内会から要望がありました地区集会所の改修補助金を103万6,000円計上させていただきました。県町公民館は、エアコンの設置、トイレの洋式化、米野会館はホールの床面の傾き是正の改修であります。

第2項 企画費、第1目 企画総務費でありますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るための費用を合計で6,450万8,000円増額しております。

まず、消耗品費、325万7,000円でありますが、こちらは公共施設の役場を含めた関係ですが、ウイルス飛散防止スクリーン作成材料費として15万円、防災対策として避難所用のマスクの8,200枚、消毒液、避難所の非接触式体温計、医療用の手袋、ガウン、ゴーグルを購入いたします。また、健診用に、乳幼児健診用のおむつ替えシート、学校関係では消毒液を計上いたします。こちらで約325万7,000円を計上いたします。

備品購入費として、合計では112万9,000円計上しておりますが、庁舎にまだ設置しておりませんが、議場等にプラズマクラスターの空気清浄機、福祉健康センターの健診用に扇風機、サーキュレーター等を計上いたします。また、備品購入の関係で、ドローンを活用するなど新たなプロモーション映像を作成し、SNSを通じ、町の魅力を広く情報を発信するためにドローンを購入いたします。23万4,000円であります。

そして、補助金のところですが、第1弾のテイクアウト・デリバリークーポン券に続きまし

て、対象業種を拡充した第2弾生活応援割引クーポンを実施し、地域経済の活性化及び住民の家計支援を図るため、テイクアウトクーポン券事業補助金を2,244万円計上いたします。クーポン券3,000円ですが、内訳としては500円のクーポン券6枚を9,000世帯に配付する予定であります。1回での使用枚数の制限はなく、半数以下の会計に利用していただくもので、使用期限は12月31日まででありまして、送付方法につきましては、これから順次郵送いたします特別定額給付金の交付決定書に同封する予定であります。事務費を含めて商工会に補助を行う予定であります。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請による各家庭の水道使用量が増加していることや、事業者の休業要請など、地域経済活動への負担を軽減すべく、水道事業へ半年間の基本料金等を免除要請したことにより、補助金を3,791万6,000円計上いたしました。これは議員さんたちからの提言によるものでございます。これは、財源としては国・県のコロナ対策関係の交付金等を充てる予定であります。

また、2目の広報費ですが、こちら額が少ないんですが、町内会からの広報の掲示板ですね、 こちらの問合せが多いということで、補正をさせていただきました。

4項の戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費、75ページですが、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーカード等の交付見込みが示されたことにより、交付金を今回253万2,000円増額させていただきました。財源につきましては、全て国の補助金であります。

76ページ、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費ですが、こちらは篤志者から指定寄附金がございましたので、これを社会福祉基金に積み立てるため、27万7,000円を増額しております。3人から寄附がございまして、1つは笠松町の湛水直播栽培組合が解散されましたので、14万7,608円の寄附がございました。あと、匿名の個人の方から13万円寄附がございましたので、社会福祉基金に積み立てるべく補正をさせていただきます。

同じく76ページの第3目の老人福祉費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉じ籠もりがちな高齢者の安否確認等をするとともに町内小売事業者を支援するため、菓子工業組合に対し、補助金を62万6,000円計上するものであります。独り暮らし老人約400人に対して、町内の菓子工業組合の作られたお菓子を民生委員さんに配付していただき、安否確認をするという事業であります。

4目の障害福祉費ですが、こちらは岐阜県の特別支援学校等の新型コロナウイルスによる臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費の増による介護給付費の増額を26万5,000円行うものであります。財源につきましては、全て県補助金であります。

あと、2項の児童福祉費の第1目の児童措置費ですが、こちらは保育所等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品、消耗品を購入する費用に対し、保育環境改善等事業補助金を175万7,000円計上するものであります。全額国の補助金であります。こちらは、令和元年度

との購入金額の合計が補助されるもので、1施設当たり50万円が補助されるというものであります。

3目の子育て支援推進費ですが、こちらもコロナウイルス感染拡大に伴う休校期間中の放課後児童クラブ開設による派遣指導員の派遣委託料を増額するもので、102万1,000円を増額いたします。内訳としましては、増加要因分としては4月、5月、6月分で、延べ約2,200時間で、合計411万8,357円を増額、また逆に減少ということで、夏季と秋季が延べ24日間、延べ1,560時間が減少となりますので、291万7,200円を減額いたします。

続きまして、4款の衛生費ですが、第1項の保健衛生費、第3目の健康増進事業費で2つの 補正を行っております。

1つ目は新型コロナウイルス感染拡大防止として、がん検診及びフレッシュ健診の検診受診対象者に送付する受診案内に受診時の注意事項等を記載するために、受診案内をはがきから封書へ変更することによる消耗品及び通信運搬費の増額を合計で6万8,000円行っております。

2つ目は、今年度50歳、54歳、58歳、62歳になる方の胃がん検診を県胃がん対策強化事業費補助金要綱に基づき実施するための増額を合計で118万1,000円行うものであります。委託料で101万7,000円、これは胃がん検診を病院と集団検診で行うものであります。財源については、自己負担金が全額県補助金で対応されますので、その分を13万5,000円を財源補正しております。

第6款の商工費、第1項 商工費、第2目の商工業振興費でありますが、県の緊急事態措置等に基づく休業協力要請に応じて全面的に協力した事業者に対して、県及び市町村が協調して支給する協力金の費用を一部負担するため、負担金を1,500万円計上しております。岐阜県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、負担割合は岐阜県が3分の2で、笠松町が3分の1であります。財源は、全て国の臨時交付金で対応する予定です。また、国が特例措置を設けた雇用調整助成金の拡充支給を受けた中小企業事業主等の負担をさらに軽減するための補助金を678万3,000円計上しております。こちらは、雇用調整助成金事業者負担金6億円を平成28年経済センサスの人口で案分した分として試算された額を予算計上しておるものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者が、販路開拓や業態変換など、事業継続に向けた取組に対して国や県が補助するに当たり、事業者の負担をさらに軽減するため補助金を150万円計上しております。1事業者当たり90万円を見込んでおりまして、国・県が3分の2を負担して、事業者が3分の1の負担でありますが、この3分の1のうち2分の1を町が補助するというもので、10事業者を見込んで150万円を予算計上しております。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でありますが、法人でありますが が篤志者から小・中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策及び学校再開準備事業へ の100万円の指定寄附がございました。各学校が独自で行う学校再開に向けた対策費用として、 25万円を各校に交付するため、交付金を100万円計上させていただきました。

2項の小学校費、第1目の学校管理費ですが、学校休業が延長されたことにより、夏季に体育等の授業が体育館で実施されることが想定されるために、下羽栗小学校体育館に空調機を設置するリース料を464万8,000円、電気代の増額を53万2,000円を見込んでおりますが、これを計上させていただきました。松枝小学校は6基だったんですが、下羽栗小学校はちょっと規模が小さく4基ですが、ただ、トランスの設置が必要となりましたので、比較的割高のリース料となっております。

そして、国のGIGAスクール構想実現に向け、1人1台タブレット端末の配備を計画しました。また、自宅でタブレット利用をする際に、自宅にWi-Fi環境のない世帯への対応として、モバイルルーターを貸与するなどの費用を合計で1億341万6,000円計上させていただきました。内訳としましては、先ほどWi-Fi環境のない世帯と申しましたが、要保護、準保護世帯を想定しておりまして、85世帯の8か月分の97万4,000円の回線利用料を予算化いたしました。この財源につきましては、要保護の家庭については無料にしたいと思っておりますが、準要保護世帯については2分の1を頂きたいと思っております。ただ単に環境がない一般の家庭については、町からの斡旋ということで行きたいと思っております。また、インフラ関係ですが、校内ネットワーク整備委託料として、3,549万5,000円を計上いたしました。財源につきましては、国の補助金が2分の1であります。そして、残りは町債を1,900万円計上させていただきました。なお、この充当率は100%で、交付税算入率は50%であります。

備品購入費として、タブレット購入と、それから先ほど言いましたモバイルWi-Fiルーターの購入費ですが、合計で6,694万7,000円を計上いたしました。こちらは小学校分ですが、1,128台を想定しております。財源につきましては、国の補助金が3台のうち2台は国庫補助金が100%ですが、残りの1台は交付税算入ということで一般財源での対応となります。

同じように、第3項の中学校費でも、このGIGAスクール構想に向けて、小学校と同様の形で予算を計上させていただいております。こちら、中学校のWi-Fi環境のない世帯ですね、要保護、準要保護世帯は45世帯を想定しております。同じように、校内ネットワーク、それから備品購入としてタブレットの購入を予定しております。中学校分は556台を想定しております。財源につきましては、小学校費と同じように計上させていただいております。

以上が一般会計の歳出の主なものでございまして、歳入につきましては、歳出でほとんど触れておりますので、触れていない分ですが、72ページにお戻りいただきますと、今回の増額補正に伴い不足する財源に財政調整基金を4,634万円充てさせていただきました。

また、70ページの第2表ですが、先ほど申し上げた教育債を追加させていただいております。 以上が一般会計の補正であります。 続きまして、第52号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

121万4,000円の増額であります。

84ページの歳出ですが、まず職員異動等による人件費の増額を21万4,000円行っております。 また、47号議案で説明しましたが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に療養のため 労務に服することができなかった期間に対し、支給する傷病手当金の増額補正を100万円行っ ております。この財源につきましては、人件費については一般会計からの繰入れ、傷病手当金 については特別調整交付金で対応するため県支出金を増額しております。

続きまして、85ページの第53号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

430万2,000円の増額補正であります。こちらも職員異動等による人件費の増額補正を407万6,000円行っております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う高齢者の活動自粛下における介護予防のため、運動、食生活、口腔ケア等、健康を維持するために必要な情報の広報活動としてリーフレットを作成するため、印刷製本費を22万6,000円増額しております。この歳入につきましては、介護予防のための広報支援に対しては国の介護保険事業費補助金を3分の2充てております。残りは一般会計からの繰入金を増額しております。

89ページの第54号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

水道事業の収益と費用の補正額でありますが、44万円の増額補正であります。こちらにつきましては、一般会計の補正でありましたように、新型コロナウイルス感染症により、在宅時間の長期化で家庭の水道使用量が増加することに伴う経済的負担軽減や、売上げ減少により事業継続が厳しい事業者等の経済的支援策として、笠松町水道事業と給水契約を締結し、水道利用している全ての世帯と事業者の水道料金の基本料金及びメーター使用料を6か月間免除することに伴う関係費用を計上するものであります。収入では、水道料金及びメーター使用料6か月間の免除額及び免除措置対応に伴う水道料金システム改修費用を一般会計が受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と県の補助金で補填してもらう予定でございます。内容については、省略させていただきます。

以上が、今回提案させていただきます議案でございます。よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(伏屋隆男君) お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第36号議案から第39号議案までの4議案を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、第36号議案から第39号議案までの4議案を先議することに決しました。

第36号議案 監査委員の選任同意についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり同意されました。

第37号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり同意されました。

第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり同意されました。

第39号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり同意されました。

お諮りいたします。明6月10日から6月15日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月16日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明6月10日から6月15日までの6日間は休会とすることに 決しました。

#L ^ ~ - #

散会の宣告

○議長(伏屋隆男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時56分